

## 平成17年度大学機関別認証評価委員会（第2回）議事録

1 日 時 平成17年6月23日（木） 10:30～12:30

2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3 出席者

（委員）有本委員，池端委員，石委員，荻上委員，川口委員，小出委員，河野委員，  
佐藤委員，外村委員，檜崎委員，マルクス委員，森委員，山内委員，  
吉川委員，吉本委員

（事務局）荒船理事，長谷川理事，山内教授，原山教授，齊藤助教授，  
加藤評価事業部長，室溪評価第1課長 他

4 議 事 （ ；委員，事務局）

委員長 第1回の議事録については，事前に各委員にご確認いただいているので，確定版として配布させていただきます。

（1）専門委員の選考等について

委員長 専門委員の選考等について，5月13日に専門委員選考委員会を開催し，配付資料2のとおり選出いただきました。まず，専門委員選考委員会の委員長である小出副委員長からご報告いただきます。

それでは，5月13日に行われました専門委員の選考結果について報告させていただきます。

各団体等から推薦されました候補者は3,053名でした。その内訳は国立大学協会が559名，公立大学協会が71名，私立大学連合会が5名，看護系大学協議会が6名，経済団体連合会が14名，経済同友会が2名，学協会552団体から2,396名と非常に多くの候補者が推薦されてまいりました。その中から評価部会の編成に必要な分野及び人員等を基本として，申請大学の学部構成，国公私バランス，性差，推薦団体等を考慮しながら，専門委員候補者を選考いたしました。

結果は資料2のとおりですが，工学4名，情報学2名，看護学3名，教養系1名，有識

者1名という内容でございます。これを別の面から見ますと、大学関係者10名、有識者1名という内訳になっております。また、大学関係者の内訳は国立5名、公立2名、私立3名、と良いバランスになっていると思います。それから、性差では男性8名、女性3名という内訳でございます。以上、先日の選考結果でございます。

委員長 ただいまご報告いただきました専門委員の任命については、本来ですと、選考委員会の選考結果を本委員会です承いただいた上で、機構の運営委員会に諮るとというのが手続の基本ですが、今回、運営委員会が6月20日に設定されましたため、こうした手順をとることができませんでした。しかしながら、2月16日の本委員会決定で、「やむを得ない理由がある場合、選考委員会の選考結果をもって認証評価委員会の選考結果とすることができる」とされており、今回これに該当するというので、この規定に基づき、本委員会にご報告する前に運営委員会に諮られ、原案どおり了承されたということですので、報告ということにさせていただきたいと思っております。

評価部会及び専門部会の編成につきましては、前回の委員会です承いただきました参考資料1には、各々認証評価委員会委員を2名入れると書いてありますが、評価部会には3名の委員に、財務専門部会には2名の委員にお願いしたいと思っております。それぞれご多忙中のことと思っておりますが、ご協力方よろしく申し上げます。

それから、資料2の取り扱いですが、これは個人情報でありますし、また、専門委員の氏名等の公表については、評価結果を公表した後の平成18年3月以降を予定しております。委員会の会議資料は原則として公開しておりますが、「委員長が、公にすることにより、不当に評価対象大学に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない」という規則が「本委員会の会議の公開について」にございますので、これに基づき、私の判断によりまして、本資料は非公開にしたいと思っておりますので、取り扱いには十分ご注意いただくようお願いいたします。

## (2) 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準(機関別認証評価)について

委員長 次に大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準(機関別認証評価)の改訂についてご審議をいただきます。これについては、前回の委員会において(案)として確定し、各関係団体に意見照会を行いました。その意見及び改訂(案)について事務局から説明いただきたい。

それでは資料3をご覧ください。前回の委員会でおまとめいただいた実施大綱(案)、

評価基準（案）について関係団体へ意見照会を行い，6 関係団体等から寄せられた意見を整理しております。

それでは，主なものをご紹介します。実施大綱に対する意見では，【選択的評価基準の位置付けに関する意見】として，「『研究活動の状況』を選択的評価基準として位置付けているが，大学院研究科を設置する大学等においては，研究活動の評価がアカウンタビリティの一環として不可欠であるということなどから，『研究活動の状況』の基準を一部必修化すべきではないか」，「機構の認証評価が教育活動を中心として，教育活動についての評価が強調されているので，研究活動の意義を重視していないのではないか」，「学校教育法で『深く専門の学芸を教授研究し』ということが目的として掲げられているので，『研究活動の状況』を『選択的評価基準』ではなく，『評価基準』に入れるべきではないか」，「今回示されている基準が，その選択により研究系大学，教育系大学といったように分類されるような誤解を与えるのではないか」，「『選択的評価基準』を選択した上で認証評価を受けると，評価の結果や効力にどのような差異が生じるのか」という意見がありました。【

評価の実施方法】については，「実施大綱中に『11の基準』と『選択的評価基準』についての記述が混在しているので，分かりにくい」，「実施大綱内の説明で『機構における評価』で選択的評価基準についての説明があるのに，自己評価の中には『選択的評価基準』に関する説明がないので，少し不連続な印象を持つ」という意見がありました。【評価のスケジュール】については，「意見の申し立てについては文書だけではなく，対象大学，評価担当者，双方による意見交換の機会を制度として設けてほしい」という意見がありました。以上が大綱に対する主な意見です。

評価基準に対する意見では，【基準5】について，「大学院課程における基本的観点に産学連携に関する基本的な観点が必要ではないか」という意見がありました。【選択的評価基準について】は，「選択的評価基準の選択方法によって，教育系大学，研究系大学といった選別を受けることにならないか」という意見がありました。【選択的評価基準A「研究活動の状況」】に対する全般的な意見として，「『研究活動の状況』の評価が，試行的評価の分野別研究評価と同様の評価が行われるのかよくわからない。大学にとって過度の負担になるような評価方法・体制は避けていただきたい」という意見がありました。「研究活動の状況」の基準に対して「選択的評価基準の中の基本的な観点と選択的評価基準A - 1が同じ内容なので，基本的な観点の位置付けが曖昧になっている」という意見がありました。「研究活動の状況」の基本的な観点について，「基本的な観点として『研究出版物，

研究発表，特許，その他の成果物の公表状況』が挙げられているが，小規模大学は，こうした資料をすべて挙げることは作業の面から対応が困難である」，「基本的な観点の中で，『競争的研究資金の応募・獲得状況』を指標にするのは，基礎的な研究をネガティブに評価する危険性があるので，例示であるなら，その旨を明確にすべきである」，「人文学的な長期的研究に配慮した評価の視点を盛り込んでほしい」，「大学にとっては，短期間の成果があらわれにくい基礎研究も重要である」，「自己評価の方法で，ケーススタディを含めた詳細な説明がほしい」，「研究の『多様性』に配慮した評価を行ってほしい」，「『競争的研究資金』の内容をもっと具体化すべきではないか」という意見がありました。実施大綱，評価基準の案に対する各関係団体等からいただいた主な意見は以上です。

続きまして，資料4「大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表（案）」は，各関係団体等からの意見への対応案を整理した表です。まず，「選択的評価基準の位置付けに関する意見」のところで，3つの意見への対応案として，機構の認証評価の方針，大学評価基準の内容をより明確にするために修正を施しました。機構の認証評価は，教育活動を中心として大学の教育研究活動の総合的な状況の評価を実施するものであり，その中で，教育活動と関連する側面から研究活動についての評価を行うが，教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することは難しい研究活動については，選択的評価基準A「研究活動の状況」を希望することによって，評価を行うことは可能であるという理由です。変更内容は，「評価の方針」の「(2) 教育活動を中心とした評価」の中で，「教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します」としています。そして，「なお，教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することは難しい研究活動の状況や，正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況についても，大学の希望に応じて評価を実施します」としています。また，「大学評価基準の内容」の(2)で「11の基準は，大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し」と変更し，2段落目で，「教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい『研究活動の状況』」という表現に変更しています。

次に，選択的評価基準の選択方法によって，大学を研究大学，教育大学というように分類しようとする事にはならないかという意見に対しては，「選択的評価基準は，11の基準とは異なる側面から大学の活動を評価するものであり，選択的評価基準A『研究活動の状況』についても，そのような意図から設定するものであり，大学を分類する意図はない」という理由で「対応案：原案どおりとする」としております。

選択的評価基準を選択した上で評価を受けると、評価の結果や効力にどのような差異が生じるのかという意見に対しては、「選択的評価基準 A 『研究活動の状況』」の評価を希望した上で認証評価を受けても、1 から 11 の基準についての評価結果は何ら変わるものではない。また、選択的評価基準の希望の有無にかかわらず認証評価を受けることで法令上は問題ないものである」という理由で「対応案：原案どおりとする」としております。

「評価の実施方法」について、大綱に 11 の基準と選択的評価基準についての記述が混在しているためわかりにくい、機構における評価では選択的評価基準についての説明があるが自己評価の中には選択的評価基準の記述がないという意見への対応として、その趣旨を踏まえて修正を施しました。修正内容は、「( 1 ) 評価プロセスの概要」の「大学における自己評価」の 3 行目で、「11 の」という言葉を入れ、その最後に「選択的評価基準に係る自己評価については、11 の基準ごとの自己評価に準じますが、上記に加え、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況の判断を行います。」と加えています。次に、「機構における評価」の( ) の最後の 4 行と、( ) の最後の文章を削除し、( ) を新たに項立てしております。

「評価のスケジュール」については、意見の申立て及びその対応については、双方とも評価報告書に掲載して、広く社会に公開することから、評価結果の正確性と評価プロセスの透明性は確保されると考えていることから、「対応案：原案どおりとする」としてあります。実施大綱(案)に対する意見対応表(案)については以上です。

資料 5 は、資料 4 の対応案での修正を反映した実施大綱です。

資料 6 「大学評価基準(案)に対する意見対応表(案)」について、まず、基準 5 に対する意見への対応として、「各大学の目的に照らして、基本的な観点に関連づけて自己評価を行うことや、独自の観点を設定することで対応できる」との理由により、「対応案：原案どおりとする」としてあります。

「選択的評価基準について」に対する意見への対応として、選択的評価基準の位置付けに関しては資料 4 で説明したとおりですが、それに加え、選択的評価基準は、A、B のそれぞれについて、評価を受けるか否かを選択することができ、両方を選択することや、両方を選択しないこともあり得ることから、「対応案：原案どおりとする」としてあります。

選択的評価基準 A 「研究活動の状況」に対する意見への対応として、具体的評価においては、研究活動の実施状況、研究活動成果一覧、研究成果の質や社会・経済・文化的な貢献についての外部者からの評価を記載した資料・データ等を求め、それらの分析によって

研究水準の判定を行うこととしている。また、評価の体制としては対象大学の学部等の構成に応じて編成する評価部会において評価を実施することとしている。そのため、大学等に過度の負担はかからないものと考えているとの理由により、「対応案：原案どおりとする」としております。

選択的評価基準Aの「基準」に対する意見への対応として、基準と基本的な観点の位置付けを明確にするため、A - 1を「大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること」と修正を施しております。A - 2では「研究活動が適切に」となっており、A - 2 - 1では「研究が活発に」となっているが、なぜかという意見への対応案として、A - 2を「大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること」と修正しております。

選択的評価基準Aの「趣旨」への意見であり、競争的研究資金への応募状況についても勘案すべきではないかという意見、「活発の度合い」といった場合、絶対的基準の適用が想起されるという意見があり、これらの趣旨を踏まえ、6段目に「競争的研究資金への応募状況」という文言を加え、また、「研究活動の活発さ」と修正しております。基準における研究活動は何を示すのか明記すべきであるという意見については、その趣旨を踏まえ、「なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。」という表現を追加しました。

基本的な観点に対する意見への対応については、例示であることが明確になるよう、A - 2 - 1を「研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。）から見て、研究活動が活発に行われているか。」、A - 2 - 2を「研究活動の成果の質を示す実績（例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。）から見て、研究の質が確保されているか。」と修正を施しました。

別の基本的な観点に対する意見について、当機構では、短期間で成果があらわれにくい研究活動の評価が重要であることは認識しており、そういった研究活動が評価の対象になるということは、自己評価実施要項のほうで明記して説明している。また、評価の際に用いるべき指標の多様性に関しましては、学部・研究科等の特性に配慮した評価方法を採用している理由により、「対応案：原案どおりとする」としております。資料6の主なご意見等にする対応は以上です。

資料7は、資料6の対応案での修正を反映した評価基準です。

委員長 以上で、資料3～7について、3が全般的な意見の集約であり、対応表が4と6、それを最終的に直したもので、5と7が改訂版として提案されておりますので、これを本日最終的にお認めいただくかどうかというご議論をいただくわけです。何か、ご意見ありますでしょうか。

国立大学協会からの意見を見て感じたことですが、ここでの対応案を見ますと、非常に丁寧に読んでもらって検討していると思いますので、全体的にはいいのではないかといい印象を持っています。

いずれにしても、原案どおりというのが多いですが、全体として決定的な指摘はないのではないかと、個人的には思います。やはり、評価を受ける方としては、表現を詳しく理解しようとしたり、もう少し配慮して欲しい、あるいは立場上心配というのがありますから、そういうところから出てくるいろんな意見であって、こんなところでいいのではないかといいのが全体的な私の印象です。これ以上やり出したら切りがないと思います。

委員長 そうですね。研究と教育の関係というところが、やはり永遠の課題でもあるわけで、これを認証という観点だけからばっさり切ることもしかないので、そこはかなり余裕を残した非常に上手な表現になっているということでしょうか。今、お褒めの言葉をいただいたということになりますが、これ以上詰めていくといわゆる教育論、研究論になってしまい、それはここでやるべきことではないということになるのかもしれませんが。

1つ確認させていただけますか。機構の認証評価では教育活動を中心に評価をしていくということですから、研究活動の評価は、選択的評価基準に位置付けたと思いますが、その理由として、国際的動向というのが非常に重要な要因になっていると思います。具体的に国際的動向の中で、教育活動をどのような形で展開しているか、日本としてもそういうところへ同調していくといいでしょうか、合わせていくということ、ある程度共通理解しておかないといけないと思います。そして、機構では独自に研究活動も入れてやるということもできないことはないと思いますが、選択的へ回したわけです。それから、この認証評価は私立大学も全部入れてやることで、研究活動の評価を選択的評価基準として行うことが、全体としては研究活動が少し弱まっていくということになるのではないかなという危惧で、こういう文脈で問題にしましたが、国立大学協会のほうでむしろ研究活動をやってくれというように出てきて、私立大学関係では全然出てきてないのかということが1つ。

それから、この前の話では、大学基準協会では評価基準に研究も入れていて、私立大学ではどちらかというと大学基準協会で受けられる割合が大きいかと思いますが、そうするとそういう構造になっておると。機構では研究は選択的評価基準となっている。ですから、ここがシステム全体、日本全体からいうと、大学基準協会と機構との横の連携ということは非常に大事だと思いますが、これは今のところあまりはっきりしてないと思う。これも将来的にはどのように考えるかを伺いたい。以上の2つです。

委員長 一つは国際的動向との関連、もう一つは、大学基準協会と機構の評価基準について、どうもそれがねじれているという印象があるということですが、この2つの問題を機構から説明をお願いします。

今のご質問に関連して、これも前回議論していただいたのですが、研究活動の評価を11の基準の中で行わないというわけでは決してありません。「教育活動を中心として」と言っていますが、教育活動と関連する研究に関しては基準3、基準5で評価します。意見照会に出した文章では、その辺がご理解いただけなかったようですので、特に教育活動と関連する側面から評価できないような部分については、選択的評価基準で評価するという点を強調するように修正いたしました。

意見照会したものの中には、自己評価実施要項、評価実施手引書は含まれておりませんので、具体的にどのように評価するかというインフォメーションは皆さんに伝わっていないわけです。ですから、どのように評価されるのだろうかという疑問、不安というものがかなりあり、そういうご質問が出てきたと思います。この後ご審議いただく実施要項と手引書を本委員会でお認めいただいた後、公表することによって、これを一緒に見ていただければ、今のご質問の国際的動向や、機構の特色がどういうものであるかというのはご理解いただけるのではないかと考えています。

それから、選択的評価基準という言葉について、例えば大学の講義で言いますと、選択必修という印象がすぐに浮かび、いずれかを選ばないといけないのではないかと誤解があったようなので、文章の上でご理解いただけるようにいたしました。特に、最初に申し上げた点は、実施大綱の「教育活動を中心とした評価」のところに書かせていただいたので、ご理解いただきたいと思います。この辺を見ていただければ、実際に国際的な流れはどのようになるかということは多分ご理解いただけるようになると思います。

次に、大学基準協会では研究の評価は必ずおやりになるが、機構では選択的評価基準になっていることについて連携をどうするかというご質問ですが、連携というのは相手があ

ることなので、今は明確なお答えはできません。また、大学基準協会で実施する研究活動の評価においてどの程度のことが行われているかという点、既に1回目の報告は出ていたので、それを見ますと非常にシンプルな報告書でした。機構では確かに選択的評価基準にはなっていますが、機構はかなり詳しくやっているのではないかという印象は持っております。相互に関連して、どのように研究活動の評価を行っていくか、まだ、今コメントを差し上げる段階ではないのでご理解いただければと思います。

大学基準協会は、国立、公立、私立大学を合わせてやっていますが、機構の方が国立大学の認証評価を始めると、国立大学は全部こちらへ移って、大学基準協会から抜けるのではないかという心配を今しているわけです。抜けられると非常に困るので何かいい方法はないかということを考えていますが、大学基準協会では明確に教育という一つの章があり、それと同じような重さで研究状況という章があります。教育も研究も学校運営もその他も全て評価を行ってきています。今度、新しくできます私立大学中心の日本高等教育評価機構も、研究で一つの章、教育で一つの章というように、教育・研究を、同じ重さで評価するようになっています。ただ、国立大学の方は今まで研究重視の体制でありましたから、この程度のことで当然研究が十分出てくるのではなかろうかと思えます。教育中心として教育研究活動の状況を見るという表現で研究まで十分できるのではなかろうかと思えます。逆に私立の方はどちらかという点教育中心になり過ぎていますので、研究をもう少し重視してということになると思えますが、少なくとも日本高等教育評価機構では、教育と研究、両方同じ重さで評価していくという体制をとっております。

機構の評価の場合、「研究活動の状況」が選択的評価基準になっていますので、国立大学がどうされるか分かりませんが。

委員長 そうですね。よくわかるお話ですがいろいろと難しいです。

国立大学の場合は国立大学評価委員会というのがあって、6年間の中期計画等に関して評価をされるので、当然そこに研究の評価が入っているわけです。それに対して、認証評価がありますから、国立大学は最初はそれでカバーできるかなという話で、私立大学がむしろ問題かなという話だったが、私立大学が今そういう形になっているということならば、特にご意見もなかったのではないかと思います。もう一つ、これからしばらくの後、アメリカでもカウンシルがありますように、いろいろな評価機関を束ねて、全体をメタ評価するようなものがやはりないと、それぞれまちまちにいくというようなことになるのではないかなという危惧が少しあります。これは今の問題ではないですが、ちょっと考えて

いかないといけないことかなと思っています。今、出てきたような問題も、まだ最初ですから当然だと思うんですけども。

この選択的評価基準というのは、非常に悩ましいものなのですね。ご説明全部伺って、すべて納得いたしますが、外から見た場合にこれがどう評価されていくのか。つまり、選択的評価基準を選んだ、選ばないということは、どう評価されるのかという問題がつきまとうということが一つございます。これからは社会的に大学はどう評価されているかということが問題になっているので、申請するほうはやはりそこをこだわると思います。それに対して、研究をより盛んにやっているところがこれを選ばなかったといたしますと、やはりそれは一つの評価を受けると思う。社会の目ということを考えますと、そのあたりをどう考えていったらいいかと。それが一つ。

それから、選択必修みたいなのがあってしかるべきでしょうという話がもう一つあるんですね。研究を中心とする大学や、あるいは地方における教育研究産業の核になる大学の場合、それでもって評価していくのですから、安心していらっしゃい、そのとおりに見ますからここに説明してあるのですね。それならば、どうして研究を選ばないのですかという話にもなってくる。

委員長 先生の悩みを何とか解決するようなご発言はありませんか。

私もちょっと気になるのですが、先ほど、お話で、たびたびそうおっしゃってたんだけど、「教育という側面からは評価できないものを研究という面で見ると」という表現がありますね。それは違うのですか。

少し、違います。

基準3と基準5に研究という言葉が出てきていて、教育に関係した面から見た研究として、例えば大学に研究指導ができる体制があるとか、あるいは教員が教育を実施していく上で十分にそれに見合う研究をしているとか、そういうものは見ることになっています。それだけでは見れないところを選択していただくということです。

ですから、それだけでは見えないものを持っている大学は選ばざるを得ませんよね。それぐらいの研究をやっていないというのは、大したことないという考え方も成り立つわけで、そこはどうなるのですか。

前回の議論にちょっと欠席しましたので、わからないところもあると思いますけども、1から11の基準では、一つでもだめであれば「だめだ」と言われるわけですよ。選択的評価基準A、Bは、評価の基準を満たしたときにはどのように配慮されるんですか。

1 から11の基準では、一つでも基準を満たしていない場合は、大学全体として基準を満たしていないということになります。選択的評価基準では、4段階の判断をそれぞれの基準ごとに示します。

今のお話のように1から11については必修ですべてが満たされなければいけないということですが、選択的評価基準については、むしろ大学の特色をPRしていただくようにお考えいただいて、積極的に選択をしていただきたいと思います。ただ、国立大学はあまり選ばないのではなかろうかというような話も飛び交ってはいるようですが、むしろ特に研究などに関しては、先ほど言われたように、そういう研究をやっているんだという目的で大学を運営をしていらっしゃるところは積極的に選んでいただきたいと思います。

委員長 やはりわかりにくい。基準3でははっきりと研究活動を教育との関連で評価するわけですね。ということは、少し表現がネガティブになるのですが、選択的評価基準Aは、教育の目的達成に直接関係のない研究をやってますかと聞いているようになるわけでしょう。しかし、それは大きな意味では教育につながっていくんだという。

ですから、それは基準3では見えないところを見ようとしているわけですからね。そのところに我々は教育と研究の関係がよくわからないということを白状しているというニュアンスが本質的にあるのですね。それはそれで私はいいと思いますが、そのことがわかるようにもっとはっきりどこかに書かないと、何かこれは非常に強い関連を持ってこの「選択的」というのが言われるんだとすると、教育評価につながってきますからね。これを受けることに非常にネガティブな不安が生じてくるという面があるのではないですか。

わかりやすく書けば、教育と関係のない研究について評価いたしますと言えば、「ああ、そうか」ということになる。

明確に言えばそうだと思うのですが、先ほど申し上げたような「教育という側面から見る」部分に関しては、基準3や基準5で見て、そこでは見えない部分を見るということを書いたつもりなんですけども。

委員長 研究活動を通じて教育を見ようとしているということですね。

例えが良いかどうかわかりませんが、もう一つの選択的評価基準である「正規課程以外の学生に対する教育サービスの状況」は位置付けがかなり明確です。ところが研究のところに行きますと、実は私自身も研究をしておりますから、一体どこまでが教育なのか区別が明確ではないですから、実は選択的評価基準Bのような明確なくりがどうしてもできない部分があって、それを先ほどのような表現にしているとご理解をいただくとありが

たいのですが。

認証評価で、そもそもやらなくてはならないことは何なのかということを考えますと、選択的評価基準のところは、先ほど特色を表すというようなご説明もありましたけど、それはやはりそぐわないと思うのです。それは別でやるべきことであって、大学がこれだけのことをこういう形で達成しているという、つまりそのレベルを最低限のところを押さえようとしているのが認証評価ですから、多分、特色を問うているものではないだろうと。特色というのは、全体の評価の中ではこういう特色ある大学だから、こういうレベルを維持しているという話はわかりますけれども、選択的なものによって特色を出すというのが、果たしてあるべきことなのかというのが一つございます。

それからもう一つは、選択的評価基準は加算されるものなのか、それとも同じように評価されて、たまたま選択的評価基準を選んだがゆえにマイナス点がつくというものなのか。つまり認証評価ですから、何を評価しているのかというのがクリアでないといけない。一番気にかかりますのは、評価実施手引書にどう書き込んでいただけるのか。つまりこの議論に加わっていらっしゃらない専門委員がお入りになって評価をなさるわけですね。そこに詳細がなく、その方々がお考えになった形で評価されていくということになったら、これは大混乱に陥るだろうという気がいたします。

日本の認証評価制度というのは、なかなか複雑にできていまして、アクレディテーションという意味合いと、エバリュエーションという意味合いとがありますが、例えば、ヨーロッパ、特にドイツなどでは、アクレディテーションとエバリュエーションというのは完全に使い分けています。ところが、我が国の認証評価というのは、形式はほとんどアクレディテーションの形をとっていますけれども、エバリュエーションの色彩を非常に強く持っています。優れた点を指摘するというのは、アクレディテーションだったら必要ないわけです。か×かだけでいいわけですが、そうではなくて、優れた点を指摘するというような部分は、エバリュエーション、つまり質の向上に資するという目的があるからですね。一方、個性輝く大学を作るという流れの中で認証評価というものを行うということになっていますので、か×か、基準を満たしているかどうかだけを判断すればいいという制度設計にはなっていないというところを、まずご理解いただかなければいけないと思います。

感想としては、本日のご説明やお答えというのはすべて自分たちはこういう意図でやっているという主観的な意図についてのご説明になっていて、それに対してパブリックコ

メントのほうは、その意図を実現するために提示されている方法の持っている客観的な効果についての懸念という形であらわれておりますので、実際にやってみなければわからないのではないかと思います。ですから、実践の中で問題点があれば、いい意味で軌道修正をするフレキシブルな運営ということが必要ではないかという気がいたします。それから、資料6「大学評価基準(案)に対する意見対応表(案)」の最後のほうですが、「機構で実施する認証評価において、短期間では成果が現れにくい研究活動の評価が重要であることは認識しており、そういった研究活動が当該基準における評価の対象となることは、自己評価実施要項に明記している」ということがあって、そのほかにも明記していると書いてあるんですが、実際に、資料8-2の「自己評価実施要項(見え消し版)」というのを見ても、ぼんやりとはわかるんですが、明記しているということについて必ずしもクリアなイメージが持てないところもありますので、次の議題のところでも結構ですから、説明をちょっと加えていただきたいと思います。

委員長 とにかく我々は大変難しい問題を扱っているので、まだ混乱が起きる可能性もあるという不安もあるのですが、質の向上というエバリュエーションを含んだものなのか、ただ、満たしているかどうかという問題で、我が国の認証評価というものがどういうふうになっていくのかという問題はまだ少し不確定であるというようなことや、永遠の課題である教育と研究というのは、こういうことで改めて浮上してくるとか、そういう効果が非常にあるので、今のお話のように、ある種の仮説として提出して、そういうつもりで受けるほうも協力しながら一緒に作っていくというように理解すれば、これは非常に価値の高いものなんだということになると思うのですね。

そういうことを前提にしながら、次の議題に入りたいと思います。したがって、とりあえずこの資料5と7はこのままでお認めいただくということにしてよろしいでしょうか。特に、本日の議論で新しい疑問が出ない限りは、この時点では承認いただくということにしてよろしいですか。

### (3) 自己評価実施要項及び評価実施手引書について

委員長 次は、自己評価実施要項及び評価実施手引書について説明いただきます。

それでは、「自己評価実施要項(案)(平成18年度実施分)」について、資料8-1と8-2を説明します。

資料8-1については、17年度実施分からの主な変更点として、選択的評価基準A「研

「研究活動の状況」の実施に伴い関係する箇所について、修正、文言等を整理したところです。

資料 8 - 2 の 1 ページ「 評価の内容」について、選択的評価基準が複数になることから、関係する記述を、先ほどの大綱、基準の記述を踏まえて文言を整理しております。

「選択的評価基準には～」以下のところですが、11の基準とは異なる側面から大学の活動を評価するために、2つの選択的評価基準を設けている旨を明記しております。それぞれの選択的評価基準については、各大学が有する目的の達成状況について評価を実施するということです。なお書き以下について、選択的評価基準を受けなかったり、あるいは1つだけ受けるとか、2つ受けるとか、そういう選択が可能であることを明記しています。

6 ページの自己評価のプロセスですが、4～5 ページに「基準 1～11の自己評価」のプロセスを書いてありますので、整合性をとりまして、各事項が明確になるように、「2 観点ごとの分析」、「3 目的の達成状況の判断」、4、5 という項立てを行っております。

「2 観点ごとの分析」の、ただし書き以下のところについては、「研究活動の状況」の評価を希望し、その自己評価の際には、後ほど出てまいります「研究活動実績票」を作成して、観点ごとの分析の際に用いることとしてくださいという文言を明記しております。

「3 目的の達成状況の判断」については、「研究活動の状況」が追加されたことにより、「判断の際の考え方」などの文言を整理しているところです。

10 ページ、「3 基準ごとの自己評価」については、( 1 ) は選択的評価基準 A、B となったことによりまして文言を修正しています。( 2 ) については、全体で自己評価を記述する際の全体の調整の記述について明記しているところですが、基準 1 から 11 のみであり、選択的評価基準ではそういう調整することはできませんので、基準 1 から 11 のみを記載し、選択的評価基準の記載については削除しています。

次に 44～45 ページは、選択的評価基準 A 「研究活動の状況」の関連で新たに掲載するところです。44 ページが A - 1、45 ページが A - 2 の基本的な観点についての根拠資料・データ等の例示です。枠囲みの中に、A - 2 の基本的な観点の分析を行う際に「研究活動実績票」を作成し、資料・データのの一つとして用いることを明記するとともに、その「研究活動実績票」以外にも資料・データ等が必要な場合には、それらを用いて評価をしてくださいということも明記しております。資料・データ等例として、基本的な観点 A - 2 - については、「学部・研究科等ごとの研究活動実績票別紙様式 - 甲, 乙〔提出必須〕」、「大学全体での研究活動の実施状況が把握できる資料」を挙げております。A - 2 - , A - 2 - についても同様に例示を挙げております。

47ページからは、研究活動実績票についての説明を記載しております。「趣旨」(2)では、自己評価において基本的な観点を分析する際の根拠資料・データ等の一つとして用いるということ、機構の評価においても観点到に係る自己評価結果を分析する際に用いるということに記載しております。(4)では、自己評価書は大学全体として作成、「研究活動実績票」は学部・研究科等ごとの作成と記載しております。

次に「研究活動実績票」の実際の様式が50～53ページでございます。「記述要領」の1では作成単位として、基本的に学部・研究科、附置研究所等とする説明をしており、2では、50ページの別紙様式 - 甲【学部・研究科等の研究活動の実施状況】の具体的な記述要領を記載しております。これは主に基本的な観点A - 2 - を分析する際に用いるものとして、このような様式を提示しております。47ページの2(2)で、本様式の「学部・研究科等の概要」欄には、作成単位の説明、研究の学問分野の構成、研究施設・設備等の内容を簡略に記述する旨を記載しております。「学部・研究科等の研究活動の実施状況」欄には、当該学部・研究科等の研究活動の活発さを示す学内プロジェクトの実施状況等の根拠を記述する旨を記載しております。

続きまして、51ページの「研究活動実績票 別紙様式 - 乙」は研究成果の一覧を記述していただくものです。本様式も主に基本的な観点A - 2 - を分析する際に用いるためのものです。本様式では、専任教員の研究活動の成果を一覧に書いていただくこととしております。ここでいう研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、例えば技術・品種の創出、診断・治療法の定着を目指した研究の活動等を掲げておりますが、広く教員の創造的活動を研究成果の一覧として書いていただくこととしております。

なお、本様式では学部・研究科等の所属する研究活動を行っているすべての教員一人につき、過去5年以内における3点以内の成果を掲載していただき、研究活動の活発さを見ようとする様式になっております。

別紙様式 【研究成果の質】については、主に基本的な観点的A - 2 - の研究の質が確保されているかというところを分析する際に用いるものとして示している様式です。52ページの様式において、教員自身や、当該大学以外の外部者の方から、研究の質についてどのように評価されたかを示す資料・データ等を精選して、この様式にその要点を記述していただくこととしております。外部者からの評価の例としましては、49ページに数点、掲げております。様式 - 乙の研究成果一覧で示した研究成果と、様式の研究成果がどのように対応しているか関係が明確になるように記述していただくこととしております。

別紙様式 【研究成果の社会・経済・文化的な貢献】については、主に基本的な観点A - 2 - の社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているかを分析する際に用いるための様式です。49ページ5(2)で、外部者から研究成果の社会・経済・文化的な貢献がどのように評価されたかを示す資料・データを精選して、要点を記載していただくことを考えております。社会・経済・文化的な貢献については、49ページの5(3)にございますが、様式 - 乙の研究成果一覧で示した研究成果と、様式 の研究成果がどのように対応しているか関係が明確になるように記述していただくこととしております。

以上、47～53ページが、今回新たに「研究活動の状況」の基本的な観点を分析するために資料として作成をお願いしたいと考えています「研究活動実績票」です。

戻りまして、15ページの自己評価の提出方法のところでは、自己評価書、自己評価の根拠となる資料・データ等について、わかりやすいように内容を項立てしまして、提出方法がより明確になるように文言を整理しております。その他、全体を通じて、大綱・基準を踏まえて、若干の文言修正を行っております。

続きまして、「評価実施手引書(案)(平成18年度実施分)」について、資料9-1, 9-2を説明します。こちら「研究活動の状況」の実施に伴う変更が主な変更点です。資料9-2の1ページ目は、先ほどの自己評価実施要項と同じ変更になっております。

9ページの「3 選択的評価基準A, Bの自己評価結果の分析」についても、先ほどの自己評価実施要項と同様に、選択的評価基準の自己評価結果の分析のプロセスにつきまして、基準1～11の分析との整合性を図るため、各事項が明確になるように項立てをして整理したものでございます。9～10ページの判断を示す記述については、先ほどの自己評価書と全く同じ修正になっております。

14ページは、訪問調査の実施方法等を記載しておりますが、その中で特に、「訪問調査で配慮すべき事項」として、必要以上にプライバシーに立ち入らないよう十分注意すること、回答者の不利益とならないよう十分注意することという、訪問調査で配慮すべき事項を追加して記載したものです。

その他としまして、大綱・基準を踏まえた文言の整理を行っているところです。

資料8-1, 8-2, 9-1, 9-2については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

一番教えていただきたいことは、評価実施手引書の10ページ、選択的評価基準の判断を示す記述が4段階でございますが、他方では自己評価実施要項の「研究活動実績票」の

様式 ， ， というところまで見せていただきましたが、ここからこの4段階の判断に至るプロセスを知りたいのです。例えば、2,000人程度の研究者を抱えていらっしゃるころがあって、自己評価書等を提出したとします。その結果がこの4段階の判断に至っていくプロセスが見えないので我々は非常に不安なわけです。そこは手引書には全くお書きにならないのでしょうか。つまり、これだけのものをみんな書いて出しましたと。評価担当者はそれを見て、結果はこの4段階の判断にしていくわけですね。その間のプロセスが見えないのです。

今のご質問については、資料9 - 2の9ページ「3 選択的評価基準A、Bの自己評価結果の分析」をご覧くださいますと、1から11までの基準に準ずるという記述のところも含めて、流れとしては、「観点の確認」、「観点ごとの分析・判断」、その際、資料・データを用いて自己評価書に添付、あるいは記載されている資料・データ、特に選択的評価基準Aについては、「研究活動実績票」にいわばリストとして提示いただいたもの、それらを判断材料として観点ごとの分析・判断を行い、その上で9ページの(3)「選択的評価基準の評価」を行うこととなります。その際の判断の区分としては10ページの表によることとなっております。

これは対象大学の規模や構成等によって随分違う部分がございます。今おっしゃった2,000人という、おそらく10学部あるいは研究科と想定されます。研究活動実績票は、学部・研究科ごとにまとめてくださいとお願いしていますが、最終的に私どもがしなくてはならないのは、評価報告書には全学としての状況を書くということです。様式 - 甲をご覧くださいますと、活動状況は学部・研究科ごとに書いていただくわけです。それに対して、様式 - 乙には構成員の業績があり、それから様式 ， に関しましては、こちらに挙げてある研究成果に関して外部の方がどういう評価をしているか。幾つか例を挙げておりますけれども、例えば、サイテーションがこのくらいあったという例も書いてありますし、外部評価でこういうコメントをいただいたとか、あるいは21世紀COEの問題だったら、どういう中間評価だったかと、ここにはエッセンスというか、概要を書いていただくこととなります。そうしますとこれを見て、51ページの別紙様式 - 乙に記載した研究活動が外部の人によりどのように評価されたかがわかりますので、学部・研究科ごとに、どういう研究があり、どういう研究が行われて、それがどのように外部から評価されているかということをもとめることができます。それを踏まえた上で大学全体でどうであるかということをご自己評価としてまとめていただくこととなります。

そこで、先生のご心配と私の心配は共通しているのだけど、おそらく組織全体の評価が主でしょうね。

最終的には認証評価というのは組織の評価を行います。

それはわかります。そうすると、これだけの作業をさせられて、おそらく大学の中でも組織的に対応しなければいけないと思うが、やはりプロセスの中での具体的な、ある種のお土産といったらおかしいですが、そういうものが欲しいわけです。単に4つの判断で良好であるとか、おおむね良好であると言われても、COEだったら何か入るものは入るんだけど、これはどちらかというと、単に4つの判断だけでお墨つきもらって、これで終わりというのでは、おそらく申請する側も、ちょっと何か欲しいなという気があるんだと思うんですね。個別にどのぐらいやればどうだとかは言わないにしても、研究業績が足りないのが非常に多いとか、そういうところまで報告書に書くのですか。

資料8 - 2の55ページ「評価報告書イメージ」をご覧くださいますと、一応基本的には一つの基準ごとに1枚ということ想定しております。例えば、これに関して基準全体の4段階はどうであるかという判断、どうしてそういうことが導かれたかという理由、その中に非常に特筆すべき研究が、大学あるいは研究所で行われているということ記述することや、優れた点、改善を要する点に記述することも考えられます。最終的には大学全体としての記述になりますけれども、学部・研究科ごとに「研究活動実績票」を提出していただき、判断の理由や、優れた点、改善を要する点にはそういうコメントを記述することを考えております。

基準ごとに1ページ程度を想定しておりますが、これは組織の大きさによっては、1ページでは書き切れないということは当然起こり得るのではないかと考えております。対象とする組織の規模が非常に様々ですので、すべてを1ページということは多分非現実的ではないかなと考えております。

わかりました。あともう一点、感想なんですけど、これは17年度版で実施したのを18年度版に変えているわけですね。これは17年度にやったときに様々な問題点が、資料を出す側からいろいろ要望があって、それで変えたということですか。

この辺が非常にわかりにくいのですが、これは17年度実施のときの大学評価基準には選択的評価基準A「研究活動の状況」がありません。これは、私どもで気がついた点をインプットし、研究に関しては、今回新たに加えたというものでございます。

先ほどの前半でご審議いただきましたのは、パブリックコメントをいただいて、それを

もとに修正したものでございます。

評価実施手引書にも関わりますが、自己評価実施要項の45～53ページにかけて、先ほどご説明いただき、今最終的には大学全体としての評価になるというお話もございましたが、実際にデータを整理する上では学部ごとの定量的なデータ、分析というのがかなり意味があると思うのですね。例示されているのは、学部を構成する一人一人の定性的なデータに関するようなものが出ていますのですけれども、ここには直接表れていないですが、例えば、ある学部で科学研究費補助金の申請数、申請率はこうでしたとか、あるいは採択率、採択数はこうでしたというデータも明らかになるようになっていくわけですね。直接表にはあらわれてなくても、その表も出てくるわけですね。

ただ、全体を見ての感想ですが、前回の委員会でフィージビリティということ考えたときに、こうした方法をとらざるを得ないというお話がございましたけれども、この方法もなかなかフィージビリティからいえば大変だなという気がいたしました。

ですから、逆に言うと、国立大学の方が国立大学法人評価委員会用に、またこれとは別に研究教育の自己点検評価報告書を作って、また機構でそれに対応した評価をするというようなことになると、現実に生産的な評価ができるのだろうかという不安も抱きました。

確かにこれでもフィージビリティからいうと、そのとおりだと思います。おそらくフィージビリティぎりぎりか、あるいは具体的に運用してみたら、今後改善しなくてはならない点はあるかと思います。ただ、やはり私どもの評価結果は、その大学の活動というものを説明しなければいけないという社会に対してのアカウンタビリティという面から考えますと、しっかりとやる必要があるだろう。国立大学法人については、評価委員会と機構の関係、実際にそれをどこまでやるのかということは現状では決まっていませんので、これはどうなるかということは申し上げにくい部分がございますが、認証評価はこういう形で先行せざるを得ないという事情もございますので、この辺はご理解いただければと思います。

それを詮索するつもりは全然ないのですが、私の結論を簡単に言えば、あまり国立大学法人評価委員会と認証評価委員会と、つまりこの2つの評価で屋上屋を架すようなことは避けるような運用が望ましいと思っております。

委員長 いろいろ考えていくとわからなくなるという話で、非常に難しい問題がたくさんあるのですが、今のご議論、私も集約するというわけにもいかないのですが、大学全体としてやはり教育の質を上げていくということですね。これは評価する者、される者とい

うのは、評価するほうが偉くて、されるほうはお願いするのではなく、両者が協力しながら質を上げていくという基本精神がやっぱり要るわけですから、そういった意味でお土産というのは、やっぱり自分がよくなることなんですね。ですから、大学自身がやはりこういうことをやることによって、自らを認識できる。それによって自主的にどういう方向にやっていくかというのがわかるわけですね。そういう意味では、私は非常によくできているんじゃないかと思います。

ただ、私自身もやっぱりわからないところがあります。例えば、こういう評価をしたときに、ある学科で10人の教員がいて、そのある大学では10人の教員が1人だけ良い研究をしていればいいんだというポリシーをとっているかもしれませんね。あるところはそうではなくて、平均にやったほうが教育にはいいんだと言っているところもあるかもしれない。そういったものはなかなか出にくいわけです。全体を評価したときに、1人がよくて9人が悪いと。こっちの大学は5人がややいいというときにどちらがいいかということは、これはむしろ大学の政策ですね。そういった政策論と評価というのは必ずぶつかるわけなんです。それは非常に気をつけていただいて、それは独自の多様性として言っているわけですから、その多様性を損うような評価はしないということをしっかり考えておいていただければ、これはすべてプラスになっていくんだと思います。そういうことを念頭に置けばいいのではなかろうかという結論なんですね。

今の点、一言つけ加えさせて下さい。選択的評価基準Aの、例えばのA - 1, A - 2をご覧くださいますと、その大学が設定している目的に照らして、全体を見るという構造になっています。ですから、今おっしゃった、例えば1人の非常に偉大な人を中心にやっているというのは、そういう目的があればそういう評価ができるように、我々も努力する必要があるかと考えております。

委員長 やはりそういう認識をお互いにだんだん広めていくということだと思います。この認証評価というのは、我が国において非常に新しいことですので、するほうも、されるほうも、協力体制が大切だと思います。

それが先ほどの、これも先生のご指摘の評価が多重化して、屋上屋になって、評価の労力が大きくなり過ぎるのはよくないということが当然出てくるわけなんです。私は幾つかのところで経験していると、慣れてくるとされるほうはデータはもう同じデータがどっちにも使えるわけです。ですからそういう意味ではよろしい。国立大学法人評価と異なり、認証評価は全体で教育水準を上げていこうという、両極端なのではないかと思うんです。

ただ、使えるのは同じ素材で、幾つ論文があるかとかそういうことです。決して幾つでも評価があっても、評価の目的が違っていけば、評価の社会的負担というのは増えているわけではないのです。

そこもよく理解して、前回も含めて、本日も議論をいただいた中にはそういう非常に本質的な問題が入っていたので、これは機構としても、ぜひ念頭に置きつつというか、心に置いて今後の発展をするということを前提にしまして、本日のある意味では非常にチャレンジングな資料をお認めいただくかどうかということなのですが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

委員長のおっしゃったそのことを、一言、精神としてうたっただけでいいと思うんですね。その精神がなくて、ストレートに評価に入っていくと、評価されるというそこに行くんですね。そもそもやるのは何であるか、よくしていくことなんです。それから、先ほど言われたそれぞれの大学が掲げる目的というのは、とても大事で、目的がいかんと言われたら困るんです。

本日いろいろと多くのものを審議して最後までいきましたが、実は最初の大綱に書いてあるとご理解いただくとありがたいんですが。

委員長 大綱もいいのですが、各チャプターの前にそういうことをリマインドするような、常時入っているほうがいいと思います。

とりわけ評価実施手引書に書いていただきたいと思います。

委員長 そうですね。簡単な言葉でいいと思いますが。

評価者の研修でも徹底します。

評価担当者の研修は2日間行います。1日目は基本的に今ご指摘のような点をぜひお考えいただきたいということ、それから目的に照らしてということがあるので、具体的な手引書を用いて作業をご説明しますので、研修でもぜひそういうことを徹底したいと思います。

委員長 わかりました。それでは、本日はこれをお認めいただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

#### (4) その他

委員長 次はスケジュールを説明してください。

資料10「大学機関別認証評価に関するスケジュール」をご覧ください。平成17年度評

価関連は、対象大学からの自己評価書の提出期限が7月末までとなっております。評価担当者への研修の実施は8月1～2日の2日間を考えております。評価部会についても、8月2日と考えております。

評価委員会としましては、平成17年度評価関連では9月中旬頃に次回の委員会を開催する予定です。平成18年度の評価関連については、7月下旬から8月にかけて平成18年度評価関連の説明会を予定しています。18年度評価については、大学からの申請の受付が9月末までとなっております。今後の主なスケジュールについては以上です。

委員長 それでは、最後に意向調査結果の説明をお願いします。

参考資料2「大学機関別認証評価に係る意向調査結果」は、平成17年度に入り、6月3日締切りで、大学に対し認証評価の意向を照会した結果です。

当機構への申請を予定していると回答したところが88大学で、内訳は国立73、公立11、私立4でした。その中で平成17年度に申請して18年度評価実施を考えている大学は9大学、国立6、公立3という状況でございます。意向調査の結果については以上です。

委員長 それでは、以上で本日は閉会といたします。次回の委員会は、後日改めて事務局から連絡がいきますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。